○岩手県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

（平成23年5月20日岩手県警察本部訓令第5号）

警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

岩手県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成13年岩手県警察本部訓令第14号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この訓令は、岩手県警察における情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　警察情報管理システム　警察業務の効率化又は高度化を図るため警察庁及び岩手県警察が設置するシステムであって、サーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

（２）　サーバ等　情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレームをいう。

（３）　端末装置　サーバ等にデータを入力し、又は出力するために操作する装置をいう。

（４）　対象業務　警察情報管理システムを利用して行う情報の管理に係る業務をいう。

（５）　システム設計　対象業務を新設し、又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。

（６）　アクセス　警察情報管理システムにデータを入力し、又は警察情報管理システムからデータを出力することをいう。

（７）　アクセス権者　アクセスを行う権限を与えられた者をいう。

（８）　アクセス範囲　アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲をいう。

（９）　照会　警察情報管理システムを構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該サーバ等に記録された事項の内容に関する情報を得るため、警察情報管理システムを利用することをいう。

(10)　照会者　照会を行う者をいう。

(11)　入力資料　警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(12)　出力資料　警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(13)　システムドキュメント　警察情報管理システムに関する次に掲げる文書、図画及び電磁的記録（作成中のものを含む。）をいう。

ア　システム仕様書

イ　システム設計書（情報の処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）

ウ　プログラム仕様書（情報処理の手順の概要の記録をいう。）

エ　プログラムリスト

オ　操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）

(14)　取扱説明書　警察情報管理システムを利用する者が対象業務を行う上で参照する機器の操作の方法を説明した記録をいう。

（基本方針）

第３条　警察情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）　事務能率の増進に寄与するため、警察各部門の業務について警察情報管理システムの活用を図ること。

（２）　関係部門相互の協力体制を確保し、警察情報管理システムの適正かつ円滑な運用に努めること。

（３）　警察情報管理システムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。

（管理体制）

第４条　警察情報管理システムの運用及び維持管理に関する事務を総括するため、本部にシステム総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

２　警察情報管理システムの運用及び維持管理についてシステム総括責任者を補佐するため、本部にシステム責任者を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

３　警察情報管理システムを利用して行う対象業務を主管する本部の課等に運用主管課長を置き、当該課等の長をもって充てる。

４　運用主管課長は次に掲げる事務を行う。

（１）　所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。

（２）　所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。

（３）　その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

（システム設計）

第５条　警察情報管理システムのシステム設計を行おうとする場合は、あらかじめ次に掲げる事項について検討を行わなければならない。

（１）　対象業務を新設し、又は変更する必要性

（２）　対象業務の実施による警察事務全般への影響

（３）　システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費

（４）　対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保

（５）　その他対象業務の実施に関する事項

２　システム設計に当たっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）　情報処理の正確性及び適時性の確保

（２）　障害時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保

（３）　関連業務との整合性

（対象業務の管理）

第６条　運用主管課長は、所管する対象業務を適正かつ円滑に行うために必要な措置を執らなければならない。

（アクセスを行う権限の付与等）

第７条　システム総括責任者は、対象業務の目的に応じて必要と認める範囲でアクセス権限を付与するものとする。

２　システム総括責任者は、アクセス権者が警察情報管理システムの情報セキュリティを損なわせる行為又は対象業務の目的以外の目的で不正に警察情報管理システムを利用していると認めた場合は、当該アクセス権者に対し、警察情報管理システムの利用を制限することができる。

（不正なアクセスの禁止）

第８条　アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。

２　アクセス権者は、対象業務の目的以外の目的でアクセスをしてはならない。

（不正な照会及び情報の利用等の禁止）

第９条　照会者は、対象業務の目的以外の目的で照会をしてはならない。

２　照会者は、照会により得た情報を対象業務の目的以外の目的で利用し、又は提供してはならない。

（入力資料等の不正交付の禁止等）

第10条　入力資料及び出力資料は、これを対象業務に関係のない者に交付し、又は遺棄し、若しくは毀損してはならない。

２　入力資料及び出力資料は、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

（取扱説明書の取扱い）

第11条　取扱説明書は、これを対象業務に関係のない者に交付し、又は遺棄し、若しくは毀損してはならない。

２　取扱説明書は、これを亡失しないよう適切に管理しなければならない。

（適切な維持管理のための措置）

第12条　システム総括責任者は、警察情報管理システムが適切に維持管理されるよう必要な措置を執らなければならない。

（設備等の維持管理）

第13条　警察情報管理システムを構成するサーバ等及びこれに附帯する電源設備等（以下「設備等」という。）は、次に掲げるところにより、これを維持管理しなければならない。

(１)　設備等の保守・点検の方法を定めること。

(２)　設備等の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。

(３)　保安装置の整備等安全性の確保に努めること。

（システムドキュメント及びプログラムの取扱い）

第14条　システムドキュメント及びプログラムは、これを対象業務に関係のない者に交付し、又はこれを遺棄し、若しくは毀損してはならない。

２　システムドキュメント及びプログラムは、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

（事故発生時の措置）

第15条　システム総括責任者は、警察情報管理システムに関する事故が発生した場合において執るべき措置を定め、これを関係職員に周知しておくとともに、事故が発生した場合は、速やかにその状況及び原因を調査し、適切な措置を執らなければならない。

（警察情報管理システムに関する業務の外部への委託）

第16条　警察情報管理システムに関する業務の外部への委託に当たっては、その安全性を確保するために必要な措置を執らなければならない。

（教養）

第17条　システム総括責任者及び運用主管課長は、関係職員に対して、警察情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

（情報管理業務監査）

第18条　システム総括責任者は、警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理業務監査を行うものとする。

２　情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（補則）

第19条　この訓令に定めるもののほか、警察情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。